

# ?汪合作政権の対日政策-汪精衛の「一面抵抗・一面交渉」と?介石の「全面的和平」との対立-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学政治経済研究所 公開日: 2009-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 土屋, 光芳 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/1905">http://hdl.handle.net/10291/1905</a>

# 蔣汪合作政権の対日政策

—— 汪精衛の「一面抵抗・一面交渉」と  
蔣介石の「全面的和平」との対立——

土 屋 光 芳

## はじめに

1932年1月28日の蔣汪合作政権の成立から1938年12月18日の汪精衛の重慶脱出までの蔣汪合作の前提条件は、別稿で指摘したように、汪と蔣介石との間で政府の基本政策（すなわち「安内攘外」）が一致していることであった<sup>(1)</sup>。この「安内攘外」は、文字通りの意味は、国内統一を優先し、その後、対日戦争を実行することであるが、実際に当面の対日政策の基本方針を「不抵抗」とするものであった。その上で、蔣介石が剿共戦に専念して国内統一を進める間、汪精衛が対日外交の責任を負うという協力体制であった。しかしながら、対外的危機を契機に実現した今回の蔣汪合作は、1925年から1926年3月までの1回目のそれと較べれば、汪精衛が指導力を発揮できる政策領域は、蔣介石が既に南京の軍、党、政府を掌握していたので、もっぱら対日政策に限られていた。一方、蔣介石にとって蔣汪合作のメリットは対日外交にあり、汪が政府に向けられる国民の批判を引き受けてくれることにあったといっても過言ではなかった。

蔣汪合作政権が発足したちょうど同じ日の1月28日に上海事変が始まるが、同政権は、5月5日、上海停戦協定の締結に持ち込むことに成功する。

この時、汪は自らの対日政策の基本方針を「一面抵抗・一面交渉」と称して「抵抗」の必要を明確にした。ただし、この「抵抗」は、全面戦争に到らない程度に抵抗することを意味し、1928年5月の済南事件以来の国民政府の対日「不抵抗政策」とほとんど変わりはなく、停戦協定締結に持っていくことが主要な目的であった。またこの停戦協定の締結を、宣戦（正式の戦争）の後の講和ではないから最終的な領土の画定にはならないと汪精衛が力説したことも重要である<sup>2)</sup>。さらに「一面抵抗・一面交渉」の方針は1933年5月31日の塘沽協定締結の時にも掲げられ、この協定によって1931年の満州事変以降続いていた日中間の軍事衝突に終止符を打つことができた<sup>3)</sup>。

それ以降、1938年の重慶脱出まで汪はこの「一面抵抗・一面交渉」を実行しようとしたのではないかと考えるが、果たしてどれだけ実行できたのであろうか。

1935年6月以降、日本の現地軍部が南進を再開した時、ほとんど抵抗らしい抵抗も行なわれることなく、6月10日、いわゆる梅津・何應欽協定が、そして同月27日、いわゆる土肥原・秦徳純協定が相次いで「締結」された。これら2つの協定「締結」によって、非武装地帯は、それぞれ河北省へ、さらに察哈爾省にまでを拡大され、それら協定締結の結果、民族的屈辱感が高まり、その不満は国民政府の対日外交の担当者に向けられた。1935年11月1日の国民党6中全会で汪精衛は暗殺者の銃弾に倒れて行政院長を辞任、銃弾摘出手術のため再び渡欧した。12月6日、汪の後任の行政院長には蔣介石が就任し、それ以降、前にもまして蔣介石の指導権が強まった。翌1936年12月、西安事件が起き、内戦（＝剿共戦）の即時停止と一致抗日を要求する張學良の東北軍によって蔣介石が囚われたが、蔣介石の解放でこの事件の幕が下りた。これによって「不抵抗政策」はいよいよ継続が困難になっていった。西安事件の発生を知って急遽帰国した汪精衛に出番は回ってこなかった。1937年の7月7日の盧溝橋事件を境に日中間の戦闘が始まり、蔣汪合

作の前提条件である「安内攘外」は後半の「攘外」に力点が移っていく。汪精衛は、日中戦争の勃発後、確かに「抗戦」に協力するが、一年半余り後に重慶を脱出、これで蔣汪合作は名実ともに終わりを告げた<sup>(4)</sup>。

本稿は、1932年から1938年の汪精衛の重慶脱出までの二回目の蔣汪合作の時期、国民政府の対日政策の展開を追いながら、その間、汪が公式に発表した談話、論説等を追うことによって蔣汪合作の実態の究明に迫りたいと考える。とりわけ蔣汪合作の継続の帰趨は蔣と汪の間で政府の基本政策が一致するかどうかによると想定してきたので、1933年以降、蒋介石が1935年1月に新しい対日外交方針を提出したとき、汪精衛等がこれにどのような対応したのかを検討しながら、蔣と汪の二人のそれぞれの方針が、いつ、いかなる点で食い違っていくかに焦点を絞って考察することにしよう<sup>(5)</sup>。

## 第1節 蒋介石の「全面的和平」の企ての失敗

### (1) 塘沽協定後：黄郛の対日融和路線

1933年5月31日の塘沽協定は、満州国と中国との国境を事実上、長城線と画定し、その南に非武装地帯を設定したものである。この塘沽協定について、蒋介石は6月6日の日記に「於此停戰蒙恥之時，使吾人臥薪嚐膽，而不自餒自逸，則將於建設計畫，確定步驟，切實推行，以期十年之內，可湔雪此恥乎」と記し、その解説は「もし日本が誠実に遵守すれば、華北の平和は保たれる性質のものであった。しかし、日本は、このあと、協定文の一言半句を我田引水的に曲解しては、華北圧迫の道具としたのである」と述べている<sup>(6)</sup>。とはいえ、蒋介石がこの停戦協定締結によって初めて「安内攘外」の内の「安内」に専念できるようになったのは確かである<sup>(7)</sup>。

国民政府は、塘沽協定を締結する以前の5月17日、北平（北京）に行政院政務整理委員会（略称、政整会）を設立し（公式には6月17日設立）、そ

の委員長に蒋介石は知日派の黄郛元外交部長を就け、かれに日本との直接交渉に当たらせることにした<sup>(8)</sup>。政整会の主な仕事は、河北省政府に代わって「戦区」（非武装地帯をさす）の一般行政、治安維持等にあたることであった。そして、いわゆる「戦区の接收」と「被災民救済」のため、それぞれを担当する部署として「戦区接收委員会」と「戦区救済委員会」が直ちに設けられた。こうして塘沽協定締結後、黄郛は、国民政府（行政院）の下位機関としての政整会委員長として日本軍との直接交渉によって東北問題の処理にあたり、具体的に、いわゆる「三通」（「満州国」との通車、通郵、通航）の再開を手懸けることになるのである<sup>(9)</sup>。

1933年7月25日から31日まで蒋介石の要請で廬山に政府首脳が集まった。その間の28日に蒋介石と汪精衛は連名の通電を発し、それ以前の5月26日に張家口で察哈爾・綏遠抗日同盟軍を結成していた馮玉祥に対して、平和的解決を呼び掛けた<sup>(10)</sup>。すでに「叛徒」として中央軍の討伐を受けつつあり、また経済封鎖にも苦しんでいた馮玉祥はこれを受け入れ、8月7日に下野した<sup>(11)</sup>。

「戦区の接收」が一段落した後、黄郛は廬山に行き蒋介石に状況報告をし、8月11日（18日まで）、汪精衛を含む三人が「日中合作」の必要で意見の一致をみた。この席に汪を招いたのが黄郛とされることから、これ以降、いわゆる対日融和路線の主役が黄郛だったことが示唆されるであろう<sup>(12)</sup>。さらに、1933年8月16日には、羅文幹外交部長に代わって行政院長の汪精衛が兼務することになったのも重要な意味がある。なぜなら羅文幹は九・一八事変以降、続いていた日中間の戦闘を、対日直接交渉によらず、もっぱら国際連盟に頼って（つまり、対日国際干渉で）解決をはかろうと試みていたからである。このように蔣汪合作政権の対日融和路線は、蒋介石、汪精衛、黄郛の三人が協力して直接交渉によって日中間の具体的な懸案処理をめざすものとして開始されたのである。もちろん、既に指摘したように、蒋介石が日

本との直接交渉の役に起用したのは、汪精衛ではなく、むしろ黄郛だったことを忘れてはならないであろう<sup>(13)</sup>。

さて、塘沽協定後の日中間の直接交渉は、1933年7月3日から5日までの第1次大連会議、同年11月7日から9日までの北平会議、1934年7月23日から24日までの第2次大連会議、と3つの会議で行なわれた。第1次大連会議では戦区撤収と戦区親滿義勇軍の処理、通車問題が主要なテーマであった。この次の北平会議こそが黄郛のイニシアチブで開かれたものである<sup>(14)</sup>。政整会委員長の黄郛が進めた対日直接交渉の特色は、いわゆる「三通」（「満州国」との通車、通郵、通航）を主要な議題としていたことから明らかなように、全面的平和というより局地的な案件の解決に限定されていた点にあったといえよう。そうはいっても、この交渉の結果によって本土と満州国との間に事実上の「国交」が回復され、それによって満州国をあたかも「承認した」かのように受け取られ、非難を蒙る可能性が高かったことはいうまでもない。

11月7日に始まった北平会議では、日本側は岡村寧次関東軍参謀副長等、中国側は黄郛政整会委員長、何應欽軍事分会委員長代理等が出席して会談し、9日に停戦協定の善後処理の申し合わせがかわされた。その結果として、中国側は、事実上、長城線の警備権を奪われただけでなく、戦区内における関東軍の駐兵権さえも認めさせられることになった<sup>(15)</sup>。

この対日直接交渉において中国側が留意した基本原則は主に2つあった。一つは、黄郛が蒋介石と汪精衛に宛てた電報（11月9日付け）にあるように、中国側が、日本軍の駐留地区においても行政的支配権を維持する方針で会議に臨んでいたことである<sup>(16)</sup>。実際、中国側は、関東軍の示した交渉案中の「北支政権」を最終的に「華北当局」に変更させるのに成功し、政整会が中央に属する機関であることを明確にしようと努力した。もう一つは、満州問題は一時保留という方針で日華友好をはかろうとしていた点である<sup>(17)</sup>。具

体的に、関東軍が当初の交渉案で示した「満州国」の部分を、最終的に「関東軍所指定諸機関」へと変更させて、満州国不承認の体裁を保とうとしたのである<sup>(18)</sup>。

以上の2つの基本原則（行政的支配権の維持と満州国の不承認）の下に、1934年6月25日、北平・瀋陽間の通車協定が成立、さらに、第2次大連会議を経て、12月14日に通郵（郵便）協定も締結された<sup>(19)</sup>。その外にも、国民政府は同年7月3日にいわゆる親日関税（繊維製品、半製品の税率引下げ）を実施しており<sup>(20)</sup>、日中関係はさらに全面的和平に向けて動き始めたかに見えた。他方、1935年1月26日、黄郛は北平を去り、その後、復職することはなかった。黄はまさに「失敗すれば、日本軍が戦闘に出る危険と、無謀に動き過ぎれば、南京が陥る政治的困難という二つの脅威に曝されながら、このタイトロープを首尾よく渡った」といえるのであり、「このイシューをできるかぎり引き伸ばし、それゆえ、蒋介石の政治的な損失を最小限に食い止め」、蒋介石が「安内」に集中するのを助けたとコーブルは指摘するが、まさに至言であるといえよう<sup>(21)</sup>。

## (2) 「敵か、友か」：「全面的和平」の企て

以上のように、日中関係が好転していったのは、蒋介石に、さらに大きな望み、すなわち全面的和平への意志があったからではないかと考えられる（ただし、楊天石の説のように、日本軍の矛先を中国からソ連に向けるため第2次日露戦争を起こす「謀略」の一つだったかもしれないが）。1935年1月、外交部機関誌、『外交評論』（第3巻）に掲載された徐道鄰署名の論文、「敵か、友か」はこれまでの対日外交方針の批判に加え、新しい対日提案を行っていた。すなわち、まず日中問題は「主動完全在日本・當日本無意緩和時、中國無法單獨緩和」であり、「一面抵抗・一面交渉」を「当局の無策」を示すものだとして批判した<sup>(22)</sup>。次いで日本が率先して中国に対する認識を改め

れば、日本と直接交渉に入る用意があることを示唆し、日本に対する唯一の条件は「斷然歸還東北四省，使歸屬於中國的版圖」としたのである<sup>(23)</sup>。

この論文は蔣介石の意志を示し、まさにコーブルも指摘するように、汪精衛の「一面抵抗・一面交渉」のように「局地的で直接的な問題に限定するような議論はもう止めることとし」、「全面的和平の可能性をはかりたい」とする蔣の対日政策の基本方針を明確にしたことであったといえよう<sup>(24)</sup>。とすれば、蔣介石のこの方針は、汪精衛のいう「一面抵抗・一面交渉」の停止を宣言するものだったといえることができるであろう<sup>(25)</sup>。そうであるとすれば、蔣介石と汪精衛との間で対日政策の基本方針が事実上、分岐し出したことを読み取ることができるのではなからうか。もっと以前に遡って考えるならば、汪精衛は、「一面抵抗・一面交渉」をかかげた当初、あるいは蔣介石から日本との交渉を一任されるものと期待していたのかもしれない。しかし、塘沽協定締結とそれ以降、蔣介石は直接交渉役に黄郛を起用した<sup>(26)</sup>。そればかりでなく、今度は別人の名を借りてではあれ、一方的に「一面抵抗・一面交渉」の棚上げを主張したとすれば、汪精衛にとってはある種の背信行為も同然ではなかったか。実際、汪派の林柏生は徐道鄰の議論を批判し、日本が率先して東北四省を返還すべきだと説くことは非現実的だと指摘した<sup>(27)</sup>。もちろん日本側としては国民政府側の意向に応え、1935年1月22日に広田外相が日華親善の議会演説を行なった。

蔣介石は1935年1月30日には有吉明駐華公使と会談し、2月1日には自ら対日政策の基本方針を表明した。蔣は、広田外相の議会演説を「吾人認為亦具誠意，我國朝野對此當有深切之諒解」と評価しながらも、「惟有以平等之原則，開誠相見，乃得打開疑團，以進於光明坦蕩之途。中國過去反日之情感，與日本對華優越之態度，皆應共同改正，方為敦友之睦隣之道」と述べて、日華親善の前提は「平等の原則」であると強調した<sup>(28)</sup>。同時に、国際司法裁判所の判事に就任する王寵惠が、ハーグに発つ際、かれにその前に渡日させ



て、蒋介石の基本的立場を日本側に伝え、王寵恵は、広田外相との会談で、日中が交渉に入る際の中国側の次の3つの条件を示していた。第1に、日中関係は平和的方法で処理する、第2に国交の調整は日中両国が平等の立場で行なう、第3に、両国は友好親善の目的に基づいて互助互譲をなすべきこと、である<sup>(29)</sup>。

こうして、蒋介石は、汪精衛の「一面抵抗・一面交渉」ではなく、日中の「平等の原則」を前提とする全面的和平をめざして自ら動きだしたと断定してよいであろう<sup>(30)</sup>。それらと呼応させて同年2月27日には、中央政治会議では排日・排日貨停止案を採決、政府は排日運動厳禁を訓命、5月10日には邦交敦睦令を公布した。

### (3) 「全面的和平」の破綻へ

蒋介石が対日政策を見直すことになる端緒としては、1934年6月8日～13日の日本公使館員（蔵本書記生）の失踪事件に求める見方もある<sup>(31)</sup>。国民政府と日本の外務当局の双方はおそらくこうした接触の機会を生かし、1935年2月から5月にかけて「全面的和平」をめざす処置（大使館への昇格等）を着々と打ち出していったといえよう。もしそのまま順調にいけば、その気運はさらに高まるはずであった。

しかしながら、日本の現地軍部が、それらの動きの阻止を企て、この1935年の中頃には南進を再開した<sup>(32)</sup>。現地軍部の南進に対して、汪精衛は率先して、6月10日、いわゆる梅津・何應欽協定の「調印」を決断<sup>(33)</sup>、次いで27日には、いわゆる土肥原・秦徳純協定の「調印」となった。このように現地軍部が中国側に求めた、途方も無い要求（華北から中央軍の撤退）を中国政府が受け入れたことによって、蒋介石の率先した「全面的和平」の政策は蹉跎し、南京政府の威信もまた大いに傷ついたことは否定できないであろう。そもそも王寵恵が広田外相に示した「平和的方法」、「相互の平等」、「互助互

譲」を前提とする「全面的和平」は、現地軍部の絶対に容認できないものだったといえよう。それは、日本の外務当局が陸海軍と協議して同35年10月に決定した広田三原則の内容、すなわち「排日停止」、「満州国承認」、「共同防共」に照らしても明白であろう。

この時、国民政府内部では対日政策をめぐる蔣介石と汪精衛の間で対立が表面化しだしたことに注目しよう。8月8日、汪精衛は行政院長辞職願いを提出するが、22日には復職を通電するという事件が出来た。この事件は「全面的和平」を企てた新たな対日政策の破綻で蔣介石の威信が傷つき、これを機に汪精衛が対日外交の指導権を握ろうと試みたものと解することはできないであろうか。8月29日にはそれまで対日直接交渉の窓口であった北平政整会も廃止された。ところが、11月1日、国民党6中全会が開催された時、その記念写真撮影中に汪精衛は狙撃され、行政院長の辞任を余儀なくされる。不運なことに、これによって汪精衛は自ら率先して対日政策を実行する機会を失ったばかりか、蔣介石の着手した日中間の「全面的和平」の企てが失敗した責任を行政院長辞任によって自ら引き受けることになったといえるであろう。汪精衛が狙撃された直後の11月3日、中国は満を持していたかのように幣制改革を断行したが、このことは、日本の経済的支配を拒否する国民政府の明確な意思を示す象徴的な決断でもあったといえよう<sup>(34)</sup>。

11月19日には、蔣介石が「対外関係の報告」を発表し、「最後の関頭」では戦う決意であることを披瀝した<sup>(35)</sup>。おそらく蔣介石は、この時点ですでに、それまでの「不抵抗政策」から訣別し、「全面的和平」か「抗戦」かの二者択一を決意していたものと見てよかろう。翌20日、蔣介石は有吉明駐華大使と会見し、広田三原則に賛意を表しつつも、華北問題（現地軍部の南進）が全面的和平を阻んでいると率直に指摘した<sup>(36)</sup>。12月6日、蔣介石は汪辞任で空席になっていた行政院長に自ら就任した。

1936年1月15日、蔣介石は、学生の代表たちに対して「対日戦は時間の

問題」と言明し、1月22日に日本の議会で広田三原則が発表された時、国民政府はそれをきっぱりと拒否した。7月13日、蔣介石は「最後の関頭には達していない」と演説したが、この演説は、故ロイド・イーストマンも指摘したように、既に「融和政策そのものより、むしろ融和政策の限度（傍点の原文はイタリック）」に関心を移していたことを示すものといえよう<sup>(37)</sup>。その一方で、日中交渉そのものは継続され、9月15日、外交部長に就任した張群と川越大使との会談は11月10日までに都合7回行なわれたが、具体的な成果はなかった<sup>(38)</sup>。蔣介石は、その間に談話を（10月29日）発表し、中日交渉は「必要限度」を守り誠意をもって対応するが、「河北省内行政完整之恢復、察北綏東匪禍之取締」がもっとも必要だと述べた<sup>(39)</sup>。

ところが、12月12日、西安事件が起き、内戦停止と一致抗日を説く東北軍に蔣介石が拘束されたが、25日に解放され、この事件は決着した。蔣介石解放は、ソ連の解放要求を中国共産党が受入れた事実以上に、東北軍の指導者、張學良の東北軍説得の成果でもあり、張學良はこれによって蔣汪合作にくさびを打ち込むことができたといえよう。なぜなら、張學良はかつて蔣汪合作を妨害したことがあっただけでなく、もし「安内攘外」の内、「攘外」しか残らなくなれば全面戦争が主たる目的となって「不抵抗政策」は終わりとなり、したがって汪の説く「一面抵抗・一面交渉」は事実上、無意味となると予想されるからである。国民政府は、1937年1月22日、日本の対華三原則を明確に否認し、7月7日に盧溝橋事変が勃発して日中戦争の火蓋が切って落とされた。7月29日には、蔣介石は「今後の政府の対日方針」において、領土と主権を失わないことが政府の一貫した方針であるとし、「我國民處此祖國之存亡關頭、其必能一致奮闘到底…」と訴えた<sup>(40)</sup>。8月7日、国防会議で「全面抗戰」を決議<sup>(41)</sup>、翌8日、蔣介石は「抗戰」を宣言した<sup>(42)</sup>（ただし「宣戰」ではないことに注意したい）。12月27日には汪精衛と張群は辞職、1938年1月、国民政府が改組され、4月12日には国民参政会が発足した。

## 第2節 汪精衛の指導権回復の企て

### (1) 「一面抵抗・一面交渉」と「救亡圖存」

さて、1932年8月に汪精衛が一時、行政院長の職を離れたのは、別稿で指摘したように、中央軍が戦わないかぎり戦わないとした「無抵抗」の張學良が蔣汪合作の間に立ちはだかったからである<sup>(43)</sup>。行政院長職を放棄し渡欧した汪精衛は、その後も、依然として「一面抵抗・一面交渉」の方針継続を主張していた。たとえば、33年1月12日、ジュネーヴで、汪は、「交渉と抵抗を並行させる方針」と述べている。この交渉とは、依然として「一貫して連盟を信頼して、それに解決を委ねる」ことであり、他方、抵抗とは「領土と主権、人民の生命財産を守るための正当防衛」であると主張していた<sup>(44)</sup>。しかしながら、国際連盟は結局は中国の期待にこたえてはくれなかった。

3月17日に帰国した汪は、その後、4月28日、「老話」と題する論説で「因為不能戰，所以抵抗，因為不能和，所以交渉」として「抵抗と交渉」を並行させると主張する。「抵抗」は「宣戦」ほどに自らの力量を考慮せずに行けるし、かりに失地したとしても抵抗して失地した方がましであり、将来の勝利の糧になると論じた。他方、「最低限度」内で交渉すると指摘し、「在最低限度以内，我們不惜委曲求全，超乎最低限度，我們只有甯死不尋，這是交渉之根本的意義」と述べていた<sup>(45)</sup>。

塘沽協定以降、汪精衛は、「安内攘外」の内の「安内」とは「建設」であるとして1933年6月5日に「救亡圖存」の方針を打ち出した<sup>(46)</sup>。7月17日、行政院で行なった「以建設求統一」と題した演説は、国内を統一してから建設するというのではなく、建設によって統一できると力説し、建設とは「人民の生産力の発達」に力を注ぎ「人民の生命財産を保障させる」ことだと主張していた<sup>(47)</sup>。

7月22日から31日までの廬山会議の間に蒋介石と汪精衛が対日融和方針を決めたとする熊宗仁の推定も可能であろう。なぜなら、7月28日の汪蔣連名の通電の一節、「今日救國方策，治本莫急於充實國力，治標莫急於清除共匪，蓋國力不振，由於民力不充」から「抵抗」の文字が消えているからである<sup>(48)</sup>。さらに8月8日付けの『中央日報』で汪は、この電報の一節を公表し、同時に「救亡圖存」を掲げて「国力の充実」と「国民の生産力の発達」が必要だとしていた。また、対日政策については、馮玉祥の抗日要求を押さえてまでも塘沽協定を締結したのであるが、東三省と熱河の問題は消滅していないとして「祇要有其他的方法，則決不用兵」と自説を主張した<sup>(49)</sup>。

8月16日には<sup>(50)</sup>、国民政府外交部長は羅文幹に代わって行政院長の汪精衛が兼務、22日には外交部次長として日本留学経験者の唐有壬を就けて対日直接交渉に乗り出していった。この時、あるいは「汪精衛とその一派はすでに南京政府の内政の大権を掌握し、外交の大権をも掌握し…その権力は絶頂に達した」ように見えるかもしれない<sup>(51)</sup>。しかしながら、蒋介石が対日交渉役に選んだのは外交部長の汪精衛ではなく政整会委員長の黄郛だったし、汪精衛に譲った「外交の大権」は形式的なものにすぎなかったといえよう。

汪精衛が対日外交の原則を明確にしたのは、1933年11月10日、立法院においてである。それは「不承認偽滿洲國，不損害主權為原則」である<sup>(52)</sup>。当時、有吉明駐華日本公使が河北に発って日中の直接交渉の噂が流れたとき、「いわゆる対日交渉がどんな形式で進められても」、これら2条件（すなわち①満州国不承認、②主権を損わない）には違反しないと見栄を切った。この年の11月20日、福建人民革命政府の樹立が宣言されるが、翌年1月には鎮圧し、政府の基盤は更に固まった。

1934年2月17日に蔣汪連名の通電を発して「救亡圖存之方策，以為治標莫急於剿除赤匪，治本莫急於生産建設」と訴えた<sup>(53)</sup>。この文面からは、蒋介石が「剿除赤匪」を、汪精衛が「救亡圖存」をそれぞれ掲げ、ともに「安内

攘外」の内の「安内」が優先されていることを読み取ることができよう。その直後の2月19日、汪精衛は、「生産建設為今後努力的方向」という演説で次の2点を強調している<sup>(54)</sup>。第1に鉄道、交通、電話の発展であり、第2に政府の外交の「軟弱無能」批判に対して、「在内政上努力於奮發有為、在外交上纔能脫離軟弱無能的苦境」と反論した<sup>(55)</sup>。

このように、確かに国際連盟に頼る「交渉」の方針から日中の直接交渉へと方針転換をはかったのであるが、「抵抗」より「交渉」を重視したとすれば、交渉は現状をこれ以上悪化させないための対応に終始するしかなかった。したがって、大連会議、北平会議等の対日交渉の結果は政府内部に不満を高めることになったのも無理はない。非難の矛先は、当然、直接交渉役の黄郛に向けられた。例えば、立法院は4月13日に秘密会議を開いて、政府が引き続き日本に妥協することに同意しないと、黄郛の不信任案を決議した<sup>(56)</sup>。それにもかかわらず、黄郛が対日融和路線を推し進めることができたのは、4月6日に南昌の蔣介石を訪ね、さらに11日には汪精衛をも交えて、三者会談を行なうことによって、満州国を承認しないという「最低限度」で、東北との通車、通郵、設関（税関設置）を実行する決定を下していたからである<sup>(57)</sup>。また、この時の汪精衛が、実権の有無にかかわらず、黄郛の対日直接交渉を支持していたことは疑いないであろう<sup>(58)</sup>。

こうして、1934年6月30日、北平と瀋陽との間の通車協定が成立した。8月12日（14日まで）の廬山会議では蔣介石、汪精衛、黄郛その他政府要人たちが会談し、通郵交渉の開始を決め、この交渉は9月29日に開始、12月14日ようやく妥結に漕ぎ着けた。

以上のように、33年から34年の間に日中間の懸案が直接交渉によって次々と解決し、さらに蔣介石は一步進め、すでに指摘したように、1935年1月、徐道鄰の名を借りて「敵か、友か」を発表し、日中間の全面的和平を目指し自ら対日外交のイニシアチブを取る姿勢を明確にしたのである。1935年1

月30日、南京で蒋介石と有吉明駐華公使との会談が実現したが、これは対日直接交渉の主役として黄に代わり蔣が登場したことを物語るものといえよう。しかし、蒋介石が打ち出した「全面的和平」の方針は、既に指摘したように、汪精衛の「一面抵抗、一面交渉」とは根本的に相容れないものであった。

それでは、これ以降、汪精衛の主張に、果たして変化が見られたのであろうか。すでに指摘したように、汪派の林柏生はこの「全面的和平」方針が日本軍の東北四省撤退を前提とする点で非現実的であると批判を加えた。また、同じ時期に汪精衛が公表した論説、「救亡圖存の方針」は急速な解決よりも長い時間の必要性を訴えていた。たとえば、国民革命の目的を中国の「自由平等」とし、今は長期的な準備を必要とする臥薪嘗胆の時期であって、「儲蓄起來而善於運用、那麼救亡圖存的目的定然可以達到;不只救亡圖存而已、中國之自由平等也由此可以達到」と結んでいたのである<sup>(59)</sup>。

また、2月20日、広田演説に対する回答を見ると「全面的和平」実現の可能性どころか、日中関係の悪化を懸念していた様子が窺われる。たとえば、「但是不幸中日兩國間、不僅不能舉親善之實、而且二十餘年來、兩國間不斷的發生意外的糾紛、更不幸所發生的糾紛的嚴重性和危險性、愈來愈大、不僅中日兩國間的關係為之益形惡劣、即全世界的空氣、亦因此感覺不安…」という一節に懸念がよく出ているといえよう<sup>(60)</sup>。同時に、中国が近代国家になるためには「統一」と「建設」が必要なのであるが、それには長い時間がかかると述べる一方、孫文が1924年に神戸で行なった演説の「大アジア主義」を援用しながら、広田演説を日中関係を改善に向ける機会としたいとも論じていた。

他方、蒋介石は「全面的和平」政策を実行に移し、2月27日に中央政治会議が排日・排日貨停止案を採決すると同時に、排日運動厳禁を訓命した。3月2日、蒋介石は外交部長汪の顔を立てるため2月20日の汪の対日方針に賛成するという電報を発した<sup>(61)</sup>。5月10日には、邦交敦睦令を公布、5

月 17 日、日華間で公使から昇格させ、大使の交換も実現した。

## (2) 汪精衛暗殺未遂と辞職：「全面的和平」失敗の肩代わり

当時、連合通信社上海支局長であった松本重治は、「日本側が、はたしてこの中国側の誠意と決心に応え得るであろうか」と不安を感じたと回想したが、この不安はびたりの中した<sup>(62)</sup>。国民政府の矢継ぎ早の対日融和路線の実行はかえって日本の現地軍部の南進再開となったのである。既に指摘したように、国民政府は、1935 年 6 月 10 日、いわゆる梅津・何應欽協定に、27 日、いわゆる土肥原・秦徳純協定にそれぞれ「調印」するのである。

蒋介石の「全面的和平」政策への転換の結果はこのような「無抵抗」の中央軍の屈辱の撤退であったので、政府内部では真っ先に行政院長兼外交部長の汪精衛に非難が集中した<sup>(63)</sup>。6 月 19 日、国民党中央政治会議の席上、汪精衛は元老の蔡元培や呉稚暉に釈明を求められ、于右仁には「漢奸売国奴」と罵られ、遂に 6 月 30 日には上海の病院に入院、孔祥熙が行政院長代理についた<sup>(64)</sup>。8 月 7 日には中央政治会議は外交部に対する不信任案を可決し、外交委員会を設置して対日外交を一任せよと決議した<sup>(65)</sup>。そこで汪精衛は 8 月 8 日に辞任を通電、さらに汪に続いて、陳公博等の汪派の要人たちも続々と辞意を表明、蒋介石の対応に対する汪派の不満が一挙に吹き出し南京政府は政治的危機に陥るのである。そこで、蒋介石は、汪精衛の年来の要求である、行政院が政治、外交、財政における指導権を持つことを保障することによって、この危機をひとまず收拾するのである<sup>(66)</sup>。

とはいえ、こうした国民政府の対日融和路線を「降日外交」と非難する、広東派の中心人物、胡漢民の鋭い舌鋒は、激しさの度を増した<sup>(67)</sup>。こうして、コーブルが述べるように、「蒋介石の安内攘外政策の失敗を多くの中国人に確信させた」のである<sup>(68)</sup>。もっと正確に言えば、蒋介石の「全面的和平」の方針が実現不可能なことがわかったということである。そのわけは、日本軍



の東北四省からの撤兵がその方針の前提だったとすれば、日本の現地軍部にとって到底受け入れられる条件ではないからである。

11月1日に国民党6中全会が開催され、そのとき汪精衛行政院長兼外交部長は、狙撃されて辞任し、すでに指摘したように、この辞任によって、蒋介石の「全面的和平」政策の失敗の責任を事実上、取らされたも同然となった<sup>(69)</sup>。

1936年12月の西安事件が収拾した後、帰国した当初の汪精衛の見解は、1937年2月の論説、「世界の趨勢と中国にとっての教訓」に述べられている<sup>(70)</sup>。この論説で汪精衛は、当時のヨーロッパ情勢を、集団安全保障に対する幻滅が広がり軍拡競争に入ったと判断している。他方、「中国の最初の目標は国際的な平和の条件の下に近代国家を建設することであったが、ここ数年の悲しむべき出来事は長くあためてきた理想に深刻な一撃を与えた。…その結果、わが国とわが国民は、民族存続を第一目的とする慎重なプログラムを、躊躇しつつも採用せざるをえなくなった」と述べている。それにもかかわらず、交渉では「通常的外交経路の回復をめざして努力する一方」、抵抗では「領土と主権がさらに侵食されないように防衛することに努めてきた」とし、この「一面抵抗・一面交渉」の対日方針が過去、現在、未来を貫くものだと言説した。それと同時に、敵と現実には戦闘行為に入る覚悟もあると述べている。さらに、汪精衛はこの論文で抵抗の意味を3つ——すなわち、第1に勝利獲得、第2に最後まで持ちこたえる、第3に犠牲を払う——指摘した。第3の犠牲とは「自殺を意味するのではなく、民族の誇りを維持するために活力と資源のすべてを捧げることである」と述べている。そして「戦線における実際の戦闘が一つの抵抗形態であるのとちょうど同じように、着実に具体的な努力の一貫した蓄積もまた、別の抵抗形態であることを認識する必要がある。さらに、後者の要素こそが、長期的な闘争において私たちの力を維持できるかどうかである。力による長期的な試練に持ちこたえることがで

きるならば、最後の勝利は私たちの許にあらう」と結んでいる。

こうした論説からは、日中の武力衝突が避けられないと判断しながらも、「一面抵抗・一面交渉」の方針を貫こうとしていた様子が窺われるのではなからうか。同時に、戦闘行為に入った際の「抵抗」の意味を、第1に勝利獲得、第2に最後まで持ちこたえる（持久戦）、第3に犠牲を払う、と明確にしていた点が注目される。

### (3) 「抗戦」支持から「一面抵抗・一面交渉」への回帰

1937年7月7日に盧溝橋で日中間の武力衝突が起きた後、汪精衛は何故に抗戦に積極的に協力したにもかかわらず、1年数ヶ月後、重慶を脱出し「和平」を主張することになるのであろうか。汪精衛の主張と行動はやはり「一面抵抗・一面交渉」の方針から理解することができるのではなからうか。汪がすでに「抵抗」の意味を、勝利獲得、持久戦、犠牲と解していたことが分かったので、今度は「交渉」の切っ掛けとなる「抵抗」の限度を、どのようなものと想定していたかがポイントとなるだろう。

まず、当初、抗戦の目的を民族の団結と存続であると明確にしていた点が指摘できる。たとえば、蒋介石の召集した7月16日の廬山談話会で、汪は「最近盧溝橋事件突發、危急情形、更加嚴重、根本方法、仍是精誠團結、將全國的心力物力、鎔成一片、方纔可以抵抗強暴、自救危亡」と述べた<sup>(7)</sup>。

次に、抗戦の直後の1937年、抵抗とは侵略に抵抗し犠牲になることだとしていた。一例を挙げると、1937年7月29日の「最後の関頭」という演説である。蒋介石は7月17日の廬山談話会で「最後の関頭」に到達したと宣言したが、汪は「最後の関頭（忍耐の限度）」に説明を加えている。1931年9月18日以来、日本は中国の領土と主権に対する侵害を着々と進め、日本の猛攻撃に直面して中国は一步一步退却していったが、決して何も為さなかったのではなく、時間を稼ぎ、これによって「抵抗力」を強化していたと主張

する。さらに「最後の関頭」に至ったからには犠牲を覚悟しよう。その理由は「因為我們是弱國，我們是弱國之民，我們所謂抵抗，無他内容，其内容只是犠牲」と断言する。そして「所謂抵抗，便是能使整個國家整個民族，為抵抗侵略而犠牲」と結んでいる<sup>(72)</sup>。

また、11月12日の演説では<sup>(73)</sup>、抗戦期間は、平時の時以上に「味方を探し、民衆を団結させる」ことが重要であると説いて、国際社会において日本が孤立化し、他方の中国の「抵抗」は世界の同情を獲得したと指摘する（「將因中國之堅決抵抗，予侵略者以打擊，而越使中國得世界之同情」）。さらに、抗戦の意義は「敵を消耗させる力量」と「我々の力量を増大させる」ことにあり、このことが「抗戦持久的基礎，也是抗戦能得到最後勝利的基礎」と断言しているように、既に持久戦を想定していることがわかる<sup>(74)</sup>。

1938年には抵抗を持久戦であると同時に民族の再建であると特徴づけた。

1938年半ばの「焦土政策におけるゲリラ戦」という論説は、持久戦を戦うためのスローガンを「焦土政策」と「ゲリラ戦」の2つにまとめている<sup>(75)</sup>。それらは「人民の力に余りに直接に影響するので、適切に運用されるとき、人民の力を増大させ、有利に利用することができ、わが国の長期戦にとって途方も無い利点となる。もしこれらの手段が悪用され、まちがった指導がなされれば、国力の破壊と消耗をもたらし、抵抗作戦そのものを危機に陥れる」と説いている。また、この時期、抵抗を民族の再建としてプラスに評価している。他にも、6月6日、国民政治会議（漢口）での演説、「民主的支配の基礎の設定」<sup>(76)</sup>では、「抵抗運動と民族再建とは相互に補完的なものであり、抵抗がなければ再建もありえず、再建がなければ、抵抗もありえない」と主張する。さらに「民主政治の原則を実現するためには、大衆の力を集中し大衆を訓練指導できる強力な中央政府をもつ必要があり、その結果、対外的に国民は侵略に対して自己防衛と独立を保持でき、対内的には抑圧を一掃し、統一を非常に効果的なものにすることができる」と述べている。

抗戦1年後、中国の抵抗の意義は、犠牲、持久戦によって、日本の予想した早期勝利を打ち砕いたことだと汪精衛は力説した。8月8日の重慶での演説、「12ヵ月の抵抗の総括」では次のように述べる<sup>(77)</sup>。「…中国は日本の侵略に対する断固たる抵抗を行なった。最初は上海と呉淞、次いで徐州、いま現在は武漢である。…これら辛い苦しみは味わうに値した。なぜなら、日本には攻撃を進める上で予想もしない高価な犠牲を払わせたのであり、中国に対する侵略作戦を遂行する上で当初の計画を大幅に遅らせることになったからである」。日本は、「当初、戦わずして、『中国を屈伏させることができる』と信じていたが、戦闘行為が起きたとき、依然として最小の武力行使で最大の利益をあげることができるであろうと自信を持っていた。これら自信過剰の計画が予期せぬ執拗な中国の抵抗によって挫折したとき、日本は中国を一撃で倒すために『速戦即決』の戦争遂行を決めたが、この計画もまた蹉跌し、日本は不承不承に長期戦の戦闘の必然性を理解せざるをえなかった。日本の政府スポークスマンは、毎日『勝利』を宣言するけれども、日本が心の中で中国作戦から抜け出すのに非常に苦慮していることは明白であるが、中国の抵抗の結果として敗北を認めることなしで、そうすることはできない」とまで断言している。

このように、一方で、抵抗が犠牲と持久戦をもたらした点をプラスに評価しながらも、1938年末になると汪精衛ははっきりと抵抗のマイナス面を指摘するようになる。「犠牲の代償」と題する論説は、犠牲が自らを消耗させるという代償をとまなうとする観点から、焦土政策は「用得其當、則於抗戰建國前途、有所裨益、濫用則不但無所裨益、且為抗戰建國前途之害」と論じた。とりわけ長沙、広州を、兵の撤退前に焼いたこと（放火）を焦土政策の濫用の例として挙げた<sup>(78)</sup>。

以上の論説を通観してみると、抗戦の目的は「民族生存」であり、「抵抗」は犠牲によって民族の団結を示し、日本を持久戦に追い込んだ点で意義があっ

たとみなしていた。他方、1938年末頃になって、焦土政策を例に挙げて持久戦のマイナス面を強調するようになる。果たして持久戦によって最後まで持ちこたえる「抵抗」は、勝利獲得をもたらすことになるのか、この「抵抗」の限度がますます見えなくなっていくといつてよいのであろう。汪精衛が「近衛声明」に呼応して「和平交渉」に着手するという名目で、いわば乾坤一擲、重慶を脱出して、その切っ掛けを掴もうとしたのは、彼の持論、「一面抵抗・一面交渉」の実践だったのではなからうか。

## 結 び

陳公博は、回想録の『苦笑録』で1932年以降の蔣汪合作について4つの側面——すなわち、第1に二人のパーソナリティーの違い、第2に政府（軍事、財政、外交）における力関係、第3に国民党における汪派の勢力、第4に日中関係——から大略次のように分析を加えている<sup>79)</sup>。

第1に、汪は冗舌で感受性が鋭いが、他方の蔣は無口で心の奥が知れないとし、二人は、表面上はお互いに遠慮しながら、心のなかでは指導権をめぐる鋸を削っていた。

第2は、政府における両者の軋轢である。軍事的に蔣介石は汪精衛の口出しを警戒し、汪は、汪派の一人、四川省の劉文輝が蔣介石の支援を受けた劉湘に敗北するのを阻止できなかった。財政に関しては、最初は宋子文が人事と政策を専断的かつ極秘裡に進め、次いで孔祥熙が汪には知らせずに、予算編成、公債発行、徴税の増減を臨時の行政院会議にかけて実施していた。外交は汪が外交部長を兼任してからも、蔣介石が情報を一手に握って汪には渡さなかった。

第3に、中央党部を構成する秘書処、組織部、宣伝部、民衆訓練部は組織部長の陳立夫が掌握、汪や旧改組派が関与するのを妨害した。

第4に、日中関係について、汪精衛は和平（「主和」）を追求、蔣介石は和戦（「主和」と「主戦」）のいずれかのどっちつかずであった。汪精衛は、上海事変の頃、積極的な抗戦を主張していたが、張學良の不抵抗に憤慨して職を放棄した。ヨーロッパに滞在中、国際情勢を検討して、国際連盟の無力、英仏の無関心、アメリカのモンロー主義、ソ連への不信を見極めて、日中間の平和的解決をめざす決意を固めた。他方、蔣介石は和平派に対しては妥協の方法を説き、主戦派には戦いを辞さないことを強調した<sup>(80)</sup>。

結論として陳公博は「這位汪先生在南京、軍事財政不過問、外交做了蔣先生的護身箭鏢子。…汪先生又低首下心的、差不多變了蔣先生的幕僚了」と評している<sup>(81)</sup>。このように陳公博は蔣介石が蔣汪合作の指導権を一貫して握っていたと断言した。もちろん汪が最初から全く無力だったというのではなく、汪派は陳公博等の旧改組派を後盾とし、政府では特に外交部を牙城としていたといえるようである。たとえば、楊玉清は、外交部に編訳室を設け、改組派に参加したものや日本から帰国した留学生たちを登用して優遇し、彼らを前後して主に欧米の大使館等に派遣したと述べている<sup>(82)</sup>。

さて、本稿で明らかになったことはこうである。1932年から1938年までの蔣汪合作において、まず蔣介石が、日本との直接交渉役として知日派の黄郛を指名して1933年5月31日に塘沽協定を締結して以降、対日直接交渉は汪精衛でなく黄郛に任せるようにした点である。さらに、1934年12月の論文、「敵か、友か」において、蔣介石は日中間の「全面的和平」の提案を行なうが、これは、現地の個別的対応に力点を置いた黄郛と汪の「一面抵抗・一面交渉」を否定する姿勢を明確にしたものであった。この時点で蔣汪間において対日政策の基本方針が分岐しだしたと見ることができる。しかしながら、蔣介石の「全面的和平」の企ては中国への東北四省返還を前提条件としていた点で、当時の日本側が受け入れる可能性の低い非現実的なものだったのであり、実際、現地軍部の南進再開によって挫折した。おそらくこれを機

に汪精衛は対日外交の指導権を蒋介石の手から取り戻し、より現実的な方針である「一面抵抗・一面交渉」に戻すチャンスと考えて、行政院長辞任を通告したのではなかろうか。こうして汪は蒋介石の譲歩と支持を再確認して行政院長に復帰するが、1935年11月1日の国民党6中全会で銃弾に倒れて行政院長を辞任した。逆説的であるが、これによって蒋介石の「全面的和平」の試みが失敗した責任を蔣に代わって負うことになったのである。

西安事件以降、国共合作再開の準備が整い、同時に蔣汪合作の力点は「安内攘外」の「安内」から「攘外」へと移っていた。1937年7月7日に日中戦争が始まり、その後、汪精衛は一年以上も抗戦に積極的に協力し蔣汪合作を継続させたにもかかわらず、1938年末に何故に突然停止したのであろうか。そのわけは、おそらく「日中戦争」が、両国の宣戦布告による正式の戦争への突入ではなく、局地的戦闘である「事変」として始まったという点に、理解の鍵があるのではなかろうか。汪精衛は、当初は「抗戦」を支持し「抵抗」によって民族の犠牲と団結を証明したと評価したのであるが、抗戦が長期化し持久戦になるにつれて、そのマイナス面の焦土政策に批判的になっていった。そのため、汪精衛は、重慶を脱出して「交渉」の切っ掛けをつかみ、「抵抗」に終止符を打って停戦協定締結に持っていかうという、一か八かの決断を下したといえるのではなかろうか。汪のこの決断の背景にはやはり「一面抵抗・一面交渉」があったと考えるべきであり、おそらく蒋介石に「安内」に戻るように要求したものであったと解することができる。

#### 《注》

- (1) 拙稿「蔣汪合作政権の対日政策：不抵抗政策から『一面抵抗・一面交渉』へ」明治大学『政経論叢』62巻第1号、1993年11月、123-160ページ、「汪精衛の『差し違え電報』をめぐって：『一面抵抗・一面交渉』の試練」明治大学『政経論叢』第62巻第2・3号、1994年1月、89-122ページ参照。
- (2) なお、この方針は「老話」（『中央日報』1933年4月28日）でも再説されて

## 蔣汪合作政権の対日政策

いる(注(45)参照)。もっとも、政府が協定を締結できない「最低限度」は、なるほど朱宝琴(『試析从九・一八到八・一三前后的汪精卫』『南京大学学报(哲学・人文・社会科学)』1988年第3期, 1988年7月, 124-132ページ)が指摘するように、「日本の侵略者が徐々に迫ってくるにしたがって不断に変化した」とするのは確かであろうが、それだからといって「一面抵抗、一面交渉」の主張が「媚日妥協の代名詞に過ぎない」(126ページ)と断定するのは早計であろう。

- (3) 1932年8月に張學良の対日不抵抗を批判して行政院長の職を放り出して渡欧した汪精衛であったが、帰国後、一貫して対日「融和政策」を示したのも、陳公博の『苦笑録』によれば、ヨーロッパで中国を取り巻く国際情勢を分析し熟慮した結果、引き出した結論であったというのも興味深い事実である(汪瑞焜・李鐸・趙令揚編注『苦笑録』香港大学亞洲研究中心, 1979年, 332ページ)。また、行政院長に復帰した後、事後承諾させられたのが塘沽協定であったとも陳は言っている(同上, 246ページ)。黄仁宇『従大歴史的角度讀蒋介石日記』(時報出版, 1994年)の記述、「仍經蒋介石通過汪精衛, 孫科, 羅文幹, 王世杰接受」(133ページ)とも符合する。もちろん、交渉担当者の黄郛は中央の責任者の蒋介石と汪精衛の二人と終始連絡を取っていたわけで(沈亦雲『亦雲回憶』伝記文学出版社, 1980年2版, 478ページ)、汪精衛が3月17日に帰国したこの時点で蒋介石に既に戦う意志がない以上、汪に残された選択肢は、行政院長辞任か、停戦協定承認かの二者択一しかなかったというのが、おそらく正確な表現といえよう。
- (4) なお、汪の重慶脱出の舞台裏の経緯については、彼のブレンの一人であった高宗武の手記を中心に、他の関係者の回想等を参考にしながら、筆者は、既に検討を加えたことがある。拙稿「汪精衛と『和平運動』—高宗武の視点から」明治大学『政経論叢』第57巻第1・2号, 1988年8月, 181-209ページ。
- (5) 今日の通説は、たとえば、石島紀之「中国の対外関係と経済建設」(野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』東京大学出版会, 1981年所収。23-53ページ)のように、この時期の国民党内部に「対立する2つの路線と派閥」を想定し、その路線(と派閥)の一つが、宋子文、孔祥熙、孫科等を中心とする「英米との経済提携路線」であり、もう一方が汪精衛と黄郛を中心とする「対日妥協路線」であると、他方、蒋介石は両者のバランスのうえに立って、両者を巧みに利用して権力独裁化を推し進めたというものであろう。なお、汪精衛等のいわゆる「親日派」に対する石島の評価は、「英米提携路線のような明確な階級的基盤をもたず、実力者=蒋介石の支持によってはじめて政権に参与した、いわば古いタイプの政治家集団であった」というものである(48ページ)。しか



しながら、汪精衛が「古いタイプの親日政治家」(53 ページ)と断定するならば、何故に「蔣汪合作政権」と言う必要があるのであろうか。当時の中国政治の傑出した観察者の波多野乾一『現代支那の政治と人物』(改造社, 1937 年)によれば、汪精衛は、旧改組派の陳公博を実業部長、顧孟余を鉄道部長として入閣させ、かれらを率いて「中央に盤踞して自派の勢力を培い、一挙にして南京政府を乗取ろうとする策謀が」あったと見ていた(6-8 ページ)。もう一つの注目すべき説は、Sun, Youli, *China and the Origins of the Pacific War, 1931-1941*, New York: St. Martin's Press, 1993 で提示されたものであり、従来の通説を「中国人の国際政治に対する認識と計算を排除していた」と批判し、汪精衛を含め中国人が日本と諸列強との戦争を不可避と考えていた点を考慮して、「融和政策」appeasement というよりも、「漸進政策」gradualism と呼ぶ方がよいと主張した(p. X)。この漸進政策の特徴は、①中国には今は戦う能力が無く戦えば敗北すると信じ、②政治的統一と経済的近代化が対日戦争の必要条件とみなし、③国際情勢が時期的に中国に不利である、とする。ソンは、汪精衛を「悲観的な漸進主義者」と呼び、他方、蒋介石は「悲観主義者ではなく、融和政策を3~5年間だけの政策と見ていた」とする(pp. 42-43)。台湾では、ごく最近、抗戦以前の蔣汪合作の意義をより積極的に評価する説が現われた。許育銘『汪兆銘與國民政府』(台北、國史館, 1999 年)は、その結論(393-400 ページ)で、蔣汪合作の意義を次の4点に要約している。①蒋介石が剿共戦に専念できるように政府において後盾の役割を担った、②抗戦の準備に4年間の貴重な時間を稼いだ、③蔣汪合作は国民党の団結の象徴となった、④国難会議以降、知識人の協力が得られたこと、である。

- (6) 『蔣介石秘録』第10巻, サンケイ新聞社, 1976年, 139-40 ページ(中央日報訳第9冊, 115 ページ)。島田俊彦も、この協定によって「日本軍は河北省の東北隅に有力な地歩を」築き、「関東軍の華北分治合作工作」の開始となったとみる(『太平洋戦争への道』3巻, 朝日新聞社, 1962年, 50 ページ)。
- (7) 同『秘録』14 ページ(中央日報訳, 115 ページ)。
- (8) 前掲, 波多野乾一『現代支那の政治と人物』は黄郛を「蒋介石の最後の切り札」と表現した(35 ページ)。李雲漢『抗戦前華北政局史料』(伝記文学出版社, 1981年)は沈亦雲「黄郛與政整會」として小見出しを付けて読みやすくしている(41-74 ページ)。なお、黄郛は、蒋介石の辛亥革命以来の知己であり義兄弟の関係を結んでいたこともあって、政整會委員長を引き受けたのであるが、「勿専為表面激勵之詞, 使後世之單閩電文者, 疑愛國者為弟, 惧國者為兄也」(前掲『亦雲回憶』, 492 ページ)と苦衷を蒋介石に訴えていた。
- (9) もっとも、中央政府から半ば独立していた華北の地方軍を撤退させることは

文官の黄郛の手に余る仕事であったし、その交渉結果によってかれが国民から受けたものは、行政院長の汪精衛とひっくるめて「買国奴」の汚名にすぎなかった（沈雲龍『民國史事與人物論叢』伝記文学出版社、1981年、368ページ）。たとえば、隠棲していた元立法院長の胡漢民は「南京外交の絶路」（『三民主義月刊』第5巻第4期）で「偽滿是傀儡、是日本の囊中物、當局者主張親日降日、亦希望自己是日本の傀儡、是日本の囊中物」と決め付けた（『南京の対日外交』広州民智書局、1935年、159-60ページ）。

- (10) 郭廷以編『中華民國史事日誌』第三冊、中央研究院近代史研究所、1984年、288ページ。李雲漢「馮玉祥察省抗日事件始末」（前掲、李雲漢編291-313ページ所収）、305ページ。『馮玉祥日記IV』（江蘇古籍出版社、1992年）の7月28日の記述には「但是、我們違反蔣介石的不抵抗的命令、我們已成他們目的叛徒、我們真是伤心」とある（130ページ）。
- (11) 馮玉祥の抗日同盟軍は、世論の支持を受け、旧部下だけでなく、共産党員をも含んで6万余の大軍を擁するまでになったが、シェリダン（J. E. Sheridan, *Chinese Warlord: The Career of Feng Yu-hsiang*, Stanford University Press, 1966）の研究によれば、馮玉祥はこれら「軍隊の構成者の、ばらばらで根本的に独立した部隊とは真の紐帯を持っていなかった」ので「引退が最善」だったのである（pp. 272-273）。
- (12) 沈雲龍『黄膺白先生年譜長編』聯経出版社、602ページ。前掲、郭廷以編、291ページ。臼井勝美「日中戦争の起源——1933年」（臼井勝美『日中外交史研究一昭和初期』吉川弘文館、1998年所収、112ページ）は日本側の史料を用いて、黄郛は廬山に8月6日から12日間滞在し、「毎日1、2回蔣と会見し」、さらに黄の提案で11日に汪精衛が呼ばれて「孫文の遺訓に言及し極力日中合作の必要を説き、汪・蔣は同意し」とみている（113ページ）。
- (13) したがって、外交情報は蔣介石が独占していた、という陳公博の回想も首肯できる（前掲、『苦笑録』328ページ）。また、陳公博によれば、羅文幹を更迭したのは、羅が、国際連盟を「世界的國會、一般中國人都那樣想」と考えて、外交方針など考えようともしなかったからであるという（同、328ページ）。
- (14) 前掲、『黄膺白先生年譜長編』、637-660ページ参照。
- (15) 前掲、島田俊彦、56-7ページ、なお、島田によれば、この会議における日本側の交渉主体はもっぱら関東軍であって、外務省は主導権を保持できなかった（52ページ）。当然のことであろうが、関東軍の主要な目的は、非武装地帯における影響力の確保にあったのである（前掲、臼井勝美、116ページ）。
- (16) 前掲、『黄膺白先生年譜長編』、659ページ。
- (17) 同上、638-9、657-8ページ。

- (18) 1934年4月18日、汪精衛、須磨総領事への表明（前掲、『中華民國史事日誌』第三冊361ページ）。他方、当時の日本では、対日融和の動きを中国側の「偽装」ないし「一時的カムフラージュ」という評価していたようである（前掲、波多野乾一、140-1ページ）。なお、2000年5月19日に慶応大学で開催された第45回東方学会会議シンポジウムIにおける楊天石（中国社会科学院近代史研究所）の報告「盧溝橋事変前蔣介石の対日謀略——以蔣氏日記を中心所作的考察」によれば、中国第二档案館蔵の1934年分の蔣介石日記から蔣介石が次のような「謀略」を考えていたという興味深い指摘がなされている。蔣介石はソ連を「最後、最大之敵」（1934年3月7日）とみなし、第2次日露戦争を不可避と考えて、「日本に参戦を迫られるのを避けるために、蔣介石は日本に対する了解と軟化を実行し、これによって日本とロシアの衝突を推し進めた」（7ページ）というものである。つまり日本軍の攻撃の矛先を中国からソ連に向けたというのが対日融和の真意だということである。本学の三宅正樹教授から、この報告のご教示を受けた。この頃、陳立夫は日中が戦争になればソ連が得をするだけだから日本に「北進」を説得せよと汪に進言した（『成敗之鑑：陳立夫回憶録』正中書局、1994年、189-90ページ）。
- (19) 沈雲龍「從撤郵到通郵」（前掲、李雲漢『抗戰前華北政局史料』、74-131ページ。また、前掲、島田俊彦、61-4ページも参照。
- (20) 前掲、『中華民國史事日誌』第三冊、379ページ。
- (21) Parks M. Coble, *Facing Japan: Chinese Politics and Japanese Imperialism, 1931-1937*, Council on East Asian Studies, Harvard University, 1991, p. 174.
- (22) 中国国民党中央委員会党史委員会編『中華民國重要史料初緒編—對日抗戰時期緒編(三)』、編者出版、1981年、614ページ。
- (23) 同上、636ページ。
- (24) Parks M. Coble, op. cit., p. 184.
- (25) 従来の通説は、前掲、島田俊彦が「蔣の『安内・攘外』汪の『一面抵抗・一面交渉』という対日方針を、この際いよいよ推進しようということ」（72ページ）にあると述べるように、蔣と汪の「合作」の亀裂には注意しないものである。また、前掲、許育銘も、「對外安定是『救亡圖存』的必要條件、對日親善並非是謀短期的退讓、而是長期的安定、國家建設才有持續的成長、中國始有力量面對世界大戰的到臨」が汪精衛の一貫した主張だとしていることから、蔣介石との亀裂を見ていない（320ページ）。
- (26) 前掲『苦笑録』では、陳公博等は内政部長の黄紹竑を推薦していた。247ページ。
- (27) 林柏生「對日的兩條路線——讀徐道鄰「中日關係的檢討」書後」（『外交評論』

## 蔣汪合作政權の対日政策

- 第2巻第2号1935年3月)では、「須知道，抵抗與交渉，似乎相反，實則相成，有抵抗，然後有交渉，抵抗愈得力，交渉愈有希望，至於抵抗之後，内無後繼，外無奧援，追而交渉，誰也知道是出於不得已的」(81ページ)と、「一面抵抗・一面交渉」の意義を改めて主張した。
- (28) 『中央週報』348号，1935年2月4日，上海『新聞報』1935年2月7日。また，2月16日の日本人記者(朝日)との談話でも，蔣介石は「中日提携，首當以道義為出发点」と明確化した(天津『大公報』2月17日)。
- (29) Parks M. Coble, op. cit., p. 190。松本重治『上海時代』(上)，中公新書，272-9ページ。
- (30) 同上『上海時代』(上)で松本は「蔣の『安内攘外』の『攘外』も，汪の『一面抵抗・一面交渉』の『一面抵抗』も，きれいに抹殺されてしまっていた」(287ページ)と中国側の変化を的確に掴みその原因を「中国経済が悪化」したことに求めていたが，蔣汪合作政權の対日政策の指導権が蔣介石にあったことを軽視していた印象を受ける。
- (31) Parks M. Coble, op. cit., pp. 174-18.
- (32) 古屋哲夫『日中戦争』(岩波新書，1985年)は，塘沽協定以降，日本の現地軍部が取った中国侵略の方式を「現地解決」と名付け，「現地解決」とは，撤兵，処罰，謝罪，保障という「四種の要求を現地交渉によって，中国の現地機関に承認させる」ことを意味し，「『現地解決』ができれば，『不拡大』の方もまた実現しない，という構造をもつ」と述べ，盧溝橋事件後の戦線拡大への不可避を暗示している(9-10ページ)。
- (33) 中央=汪精衛は孔祥熙宛1935年6月10日の電報で2師団撤退を「忍痛承諾」と認めている(『民国档案』1989年第2期，1989年5月，27ページ)。もっとも梅津・何應欽協定が正式なものか否かの議論は，何應欽を含む台湾側はそれを否定し，大陸側は肯定するというように，まだ決着がついていないといつてよいようである(謝国興「所謂“何梅”協定—兼論“安内攘外”」『抗日戦争研究』1993年第3期(総第9期)，1993年9月，57-74ページ)。日本でも，前掲，臼井勝美は，口頭による受諾であって「『協定』とよぶ内容と形式を備えていないことは明らかである」(150ページ)と断定する。いずれにしても，「經此協定，中日問題和平解決之門遂閉」とする，梁敬錚『日本侵略華北史述』(伝記文学出版社，1984年，57ページ)の指摘は適切である。
- (34) 前掲，野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』によれば，幣制改革は「中国内での国民政府の統一化の動きと，それを不可避とみた英米帝国主義国の国民政府を通じた中国のコントロール，この両者の結合点で生みだされた政治的作品に外ならなかった」とする(8ページ)。

- (35) 「和平未到完全絶望時期，決不放棄和平；犠牲未到最後關頭，亦決不輕言犧牲」とある（『蔣總統集』第1冊，国防院出版部，1968年三版，921ページ）。
- (36) 松本重治『上海時代』（中）中公新書，1974年，99-101ページ。
- (37) Lloyd E. Eastman, *Abortive Revolution: China under Nationalist Rule, 1927-1937*, Cambridge, Mass.; Harvard University Press, 1974, p. 263.
- (38) イーストマン (Lloyd E. Eastman, 'Nationalist China during the Nankig Decade, 1927-1937, in Eastman and others, *The Nationalist Era in China, 1927-1949*, Cambridge; Cambridge University Press, 1991) は，蔣介石をして日本に対して強い姿勢を取らせた背景として，1936年秋にいわゆる両広事件（広東と広西）に勝利して中央統一が加速したこと，蔣介石の立場が支配的な反日感情と軌を一に仕出したかのような新しい民族感情が生まれてきたこと，そして前年の幣制改革の成功で長い間の経済不況を脱しつつあったことの3点をあげる（pp. 45-46）。
- (39) 『中央週報』440号，1936年11月9日。
- (40) 上海『新聞報』とのインタビュー（1937年7月30日）。
- (41) 呉相湘『第二次中日戦争史』上，綜合出版社，台北，1973年，383ページ。
- (42) 蔣介石「告抗戰全體將士」，前掲『蔣總統集』，968-9ページ。
- (43) 前掲，拙稿「汪精衛の『刺し違え電報』をめぐる：『一面抵抗・一面交渉』の試練」参照。
- (44) 『中央日報』1933年1月14日。
- (45) 『中央日報』1933年4月28日。
- (46) 「充實国力為救亡之根本辦法」『中央党務月刊』第59期，1933年6月，1655ページ。劉維開『從九一八到七七：國難期間應變圖存問題之研究』（国史館，1995年）は，国民党党史委員会蔵の資料から，「救亡圖存」の主張が汪精衛独自のアイデアに発することを明らかにした（185ページ）。また，前掲，許育銘，24ページ参照。
- (47) 『中央日報』1933年7月18日。また，8月7日，汪精衛「充實国力民力以救危亡」（『中央日報』1933年8月8日）も同趣旨である。
- (48) 熊宗仁「國民政府準備抗戰之策略與何應欽——對『親日派』之我見」（『慶祝抗戰勝利五十週年兩岸學術研討會討論集』上冊，台北，聯經出版，1996年）は7月28日の蔣汪連名通電で「一面抵抗・一面交渉」を放棄したと見ている（152ページ）。
- (49) 『中央日報』1933年8月8日。Wang Ching-wei 'Some Observations and the Present Situation', *The People's Tribune*, Vol. 5, No. 2, pp. 49-56, Aug. 16, 1933.

## 蔣汪合作政權の対日政策

- (50) 汪精衛の外交部長就任の日付8月16日は、前掲、郭廷以編、292ページ。
- (51) 蔡徳金『汪精卫评传』四川人民出版社、1987年、217ページ。
- (52) 上海『新聞報』1933年11月11日。なお、8月28日における行政院での報告は「自救自存」を説くにとどまっていた（「汪兆銘談外交方針」「一週間國內外大事述評」『国聞週報』10巻35期、1933年9月4日、2ページ）。
- (53) 上海『新聞報』1934年2月17日。
- (54) 『中央日報』1934年2月20日。
- (55) なお、3月2日には、溥儀が満州国皇帝に即位したことに関する談話として汪精衛は、「…溥儀本人、始終為他人操縦之傀儡、並無獨立人格…總之我國對於傀儡國態度、始終如一、決不因傀儡之形式而稍有變更…」と非難していた（上海『新聞報』1934年3月2日）が、これは国民政府の公式の立場である。
- (56) 天津『大公報』1934年4月19日。黄郛もまた、4月16日、蔣介石と汪精衛に休暇を願い出ている（張同新『蔣汪合作的国民政府』黒龍江人民出版社、1988年、298ページ）。
- (57) 前掲、郭廷以編、358-360ページ。
- (58) たとえば、4月14日、汪精衛、南京で通車問題のインタビュー（上海『新聞報』1934年4月15日）。6月2日の汪精衛の談話には、「我對日外交、仍本初衷、並無變更、即通車通郵、在不損主權原則下、一旦成為事實、亦無所謂變更」（上海『新聞報』1934年6月3日）とある。
- (59) 「救亡圖存之方針」『東方雜誌』32巻1号、1935年1月2日、5-11ページ。
- (60) 「願以誠意解決中日糾紛」『大公報』と上海『新聞報』1935年2月21日。
- (61) 天津『大公報』1935年3月3日。前掲、蔡徳金、218ページ。
- (62) 前掲、松本重治『上海時代』（上）、286ページ。
- (63) 前掲、許育銘は、蔣汪合作が崩れはじめる転機として、特に、汪精衛が「緊急の措置」として何應欽の意見を入れて、蔣介石の許可を求める以前に日本軍の要求を受け入れる決定を独断で下して梅津・何應欽協定となった点を重視しているようである（335ページ）。その証拠は注(33)の「何梅協定前夕汪精卫致孔祥熙密电一件」『民国档案』1989年第2期（総第16期）である。
- (64) 前掲、張同新、365ページ。
- (65) 前掲、松本重治（中）、28ページ。
- (66) コーブルは「このようにこの政治危機は始まったのと同じくらい、すみやかに終息し、一見したところ汪精衛が勝利者であるかに見えた。汪は蔣介石を『煽し出して』、蔣をして汪と政府の外交政策に対する支持を公然と示させた。…政府における汪精衛の地位が強化されたかに見えた」（Parks M. Coble, op. cit., p. 223）と評している。張同新は「中日間の政治、経済合作由汪主持、行

院的政治、外交事項不必都提交中政会討論、中央財政應由行政院獨立主持」とまとめ、この政変を「反被汪的“挾日制蔣之策”逼得后退」と表現し汪の勝利とみる(同上、367-368 ページ)。また、16日の廬山会議で、蒋介石を含む要人中、一時帰国中の蔣作賓駐日大使は「對日關係趨於緩和、乱中有穩、全靠汪の維持」と説得し「汪が復職しなければ帰任しない」と主張した(前掲、許育銘、348 ページ)。

- (67) 蒋介石に幽閉され、満州事変後の解放された元立法院長の胡漢民は『三民主義月刊』で一貫して南京政府批判を展開した。この雑誌に掲載された胡漢民の評論は注(9)の『南京的対日外交』に集められている。
- (68) Parks M. Coble, op. cit., p. 225.
- (69) なお、汪精衛狙撃事件の意義についてコーブルは以下の4点にまとめる。①汪精衛の融和政策に対する普遍的な批判、②蔣汪合作の時期の終わり、③その後の対日外交の責任は蒋介石が全面的に負う、④国民党内の派閥対立が顕在化した、である(Parks M. Coble, ibid., p. 256。ただし、蔣汪合作は一貫して蒋介石が指導権を握っていたとすれば「合作の時期の終わり」というのは早計であろう。
- (70) 'World-Trend and their Lesson for China', *The People's Tribune*, Vol. 16, No. 4, 1937 (Feb. 16), pp. 283-287。その他にも、5月4日の総理記念週ではこれまで「国家の抵抗力を強化してきた」と「対日態度」を明確にし(『中央日報』1937年5月4日)、5月24日の「救亡圖存」は三民主義によるとしていた(『中央日報』1937年5月25日)。
- (71) 『中央時事週報』第6巻第27期、1937年7月16日、35ページ。なお、この演説では同時に国民大会の開催と憲法草案の採択に向けて支持を訴えている。
- (72) 『中央時事週報』第6巻第30期、1937年8月7日、34-35ページ。
- (73) 「尋求與國與團結民衆」『國聞週報』第14巻第45期、1937年11月12日、27-29ページ。
- (74) 11月18日には「怎樣纔能持久」というタイトルの講演を金陵放送局で行なった。『國聞週報』第14巻第45期(1937年11月29日)、19-20ページ所収。
- (75) 'Guerilla Warfare on the Scorched Earth', *The People's Tribune*, Vol. 21, Nos. 5-6, June, 1938, p. 212.
- (76) 'Laying the Foundation for Democratic Rule', *The People's Tribune*, Vol. 22, Nos. 1-2, July 1938, p. 17-18.
- (77) 'Review of Twelve Months of Resistance', *The People's Tribune*, Vol. 22, Nos. 3-4, pp. 97-100, Aug. 1938, pp. 97-100。続く9月の論説は、'Local Autonomy and The Campaign of Resistance' (*The People's Tribune*, Vol. 22, Nos. 5-6,

## 蔣汪合作政權の対日政策

Sep. 1938, pp. 199-203) において「我々の主要な課題は今日、中国国民党臨時全国代表大会宣言[1938年4月1日]で概要が述べられた、自治と自衛という積極的プログラムにある」(p. 200)として、抵抗と三民主義の共存の必要を説く。また、1938年9月20日「増進抗戦建國の力量」(放送での講演)では「何況今日正在抗戦、抗戦之勝敗關係於國家民族之存亡興滅、欲求抗戦必勝、則民衆更應該不分階級、一致合作…」と論じて、「民生主義の經濟制度」による「抗戦建國」を説いた(「再論民生主義的經濟制度」『政論旬刊』第1巻24期、9月25日、8-9ページ)。10月11日「兩件眼前的事實」(『中央日報』1938年10月11日)という論説は、国内について、抗戦の目的は「民族の生存獨立の追求」にあるとする一方、外交の2つの原則として、①「對於曾經參加之維持國際和平之條約、必確實遵守」、②「對於世界各國既存之友誼、必陸續不懈、且常更求其增進」を掲げている。

- (78) 『政論』第1巻第30期、1938年11月25日、1-2ページ。この2期前に書かれた「最近外交方針」と題する論文では、当時の汪の國際認識がわかる(『政論』第1巻第28期、1-3ページ。38年11月5日)。第1に、連盟に対しては、対日制裁が効かなくても、宣伝の効果がある。第2に、対英米仏ソに対しては、日本の東亞支配を望まない点で英米仏と利害一致し、さらにソ連とも利害が一致するように努力する。第3に独伊に対して、1月18日以降(トラウトマン調停失敗の直後)、一変し、改善が困難になったとする。
- (79) 前掲、汪瑞焯・李鏐・趙令揚編注、327-330ページと332-339ページ。なお、陳公博は蔣汪合作が3回、すなわち、第1回目が1925~26年まで、2回目が1927年後半の頃、3回目が1932年以降の蔣汪合作政權、としていたが、本稿では、蔣汪の二人が政權の要職についていた時期に限定し、陳公博の言う1回目と3回目を、それぞれ1回目と2回目とする(同、326ページ)。
- (80) 李敖『蔣介石研究(三集)』(北京、華文出版社、1988年)は、1933年当時、馬相伯、章太炎、沈信卿等が蔣介石を、「陽示抵抗以息人言、陰作妥協以受敵餌」と評したとしている(248ページ)。
- (81) 前掲、汪瑞焯・李鏐・趙令揚編注、338ページ。なお、戦前の中国国民党研究の代表である、波多野乾一『中国国民党史』(大東出版社、1943年)は、蔣介石の強さの原因を7つ挙げていた。①党中央委員会の勢力、②政府部内での強さ、③金城湯池の軍事委員会、④元老派の支持、⑤直系の將領と軍隊、⑥浙江財閥、⑦CC団と藍衣社のファシスト団体=特務組織、である(459-60ページ)。汪精衛が頼ることにできたのは、国民党の古参黨員として威信と改組派組織であろうが、他の元老たちは蔣介石支持にまわり、党組織の実権は、改組派と組んだ「民主化運動」が失敗した後、蔣介石を指導者とするCC団と藍衣



社にますます押さえられていった。

(82) 黄美真『伪廷幽影录』中国文史出版社, 1991年, 373-374 ページ。